

令和元年 10 月

お客様各位

越前信用金庫

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は 2018 年 2 月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020 年 1 月 20 日より預金規定を改定いたします。

本変更後は、お客様との新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を再度確認させていただく場合がございます。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、在留カードをお持ちのお客様につきましては新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、すでにお取引があるお客様も在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードを確認させていただく場合があります。

当金庫が求める確認やご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。また、当金庫が確認した情報や内容によっては、お取引を制限等させていただく場合がございます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

### 1. 改定する預金規定

- ・普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定
- ・普通預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・通知預金規定
- ・総合口座取引規定（無利息型を含む）

### 2. 改定日

2020 年 1 月 20 日（月）

### 3. 主な改定内容

以下の条項を追加・変更します。

普通預金（無利息型を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定の抜粋

「取引時確認」「取引の制限等」条項の新設（対象箇所に下線）

#### 10. （取引時確認）

預金口座開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって届け出てください。

#### 11. （取引の制限等）

(1) 当金庫は預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出てください。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は取引等の制限を解除します。

普通預金規定（無利息型を含む）の抜粋「解約等」条項の一部変更・追加（対象箇所に下線）

普通預金規定（無利息型を含む）以外においても同様の改定を行います。

#### 6. （解約等）

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」の第5条第1項に違反した場合

③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

- ④ 当庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定第11条（取引の制限）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

以上